第二十八条第十項第三号	第十条第四項第二号ロ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(1)
	同号ロ(2)	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(2)
第二十八条第十三項	第十条第三項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号
	同項第二号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号
第三十一条第二項第一号イ	被保険者	一般被保険者
第三十一条第二項第一号チ	執行に要する費用	執行に要する費用及び退職被保険者等に係る費用
第三十一条第二項第二号ロ	国民健康保険保険給付費等交付金	国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等に係る部分を除く。）
第三十一条第二項第二号ニ	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第三十一条第四項第二号、第九項及び第十項	被保険者	一般被保険者
第三十一条第十一項	第九条第五項第二号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号
第三十二条第二項第二号ロ	費用に限る	費用（退職被保険者等に係る部分を除く。）に限る
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第三十二条第四項第二号イ及び第九項	被保険者	一般被保険者
第三十二条第十項	第十条第三項第二号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号

（退職被保険者等納付金調整額）

第三条　算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第八条の退職被保険者等納付金調整額は、当該年度における当該市町村に係る次に掲げる額の合算額に相当する額とする。

一　退職被保険者等一般納付金調整額

二　退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金調整額

（退職被保険者等一般納付金調整額）

第四条　前条第一号の退職被保険者等一般納付金調整額は、退職被保険者等一般納付金所得割額、退職被保険者等一般納付金資産割額、退職被保険者等一般納付金均等割額及び退職被保険者等一般納付金平等割額の合算額に退職被保険者等一般納付金標準収納割合を乗じて得た額とする。

2　前項の退職被保険者等一般納付金所得割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第四項の規定により算定される基礎市町村標準所得割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の基礎控除後の総所得金額等の見込額を乗じて得た額とする。

3　第一項の退職被保険者等一般納付金資産割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第五項の規定により算定される基礎市町村標準資産割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の固定資産税額等の総額の見込額を乗じて得た額（基礎市町村標準保険料率を第二十七条第一項第二号又は第三号のいずれかに掲げるものとする場合にあっては零）とする。

4　第一項の退職被保険者等一般納付金均等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第六項の規定により算定される基礎市町村標準均等割額に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の被保険者数の見込数を乗じて得た額とする。

5　第一項の退職被保険者等一般納付金平等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第七項の規定により算定される基礎市町村標準平等割額に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等が属する世帯の見込数を乗じて得た額（基礎市町村標準保険料率を第二十七条第一項第三号に掲げるものとする場合にあっては零）とする。

6　第一項の退職被保険者等一般納付金標準収納割合は、各退職被保険者等所属市町村につき、当該退職被保険者等所属市町村において賦課される保険料の総額に対する当該退職被保険者等所属市町村において収納される保険料の総額の割合として標準的な水準とする。

（退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金調整額）

第五条　附則第三条第二号の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金調整額は、退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金所得割額、退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金資産割額、退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金均等割額及び退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金平等割額の合算額に退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金標準収納割合を乗じて得た額とする。

2　前項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金所得割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第四項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準所得割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の基礎控除後の総所得金額等の総額の見込額を乗じて得た額とする。

3　第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金資産割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第五項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準資産割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の固定資産税額等の総額の見込額を乗じて得た額（後期高齢者支援金等市町村標準保険料率を第二十八条第一項第二号又は第三号のいずれかに掲げるものとする場合にあっては零）とする。

4　第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金均等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第六項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準均等割額に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の被保険者数の見込数を乗じて得た額（後期高齢者支援金等市町村標準保険料率を第二十八条第一項第三号に掲げるものとする場合にあっては零）とする。

5　第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金平等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第七項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準平等割額に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等が属する世帯の見込数を乗じて得た額（後期高齢者支援金等市町村標準保険料率を第二十八条第一項第三号に掲げるものとする場合にあっては零）とする。

6　第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金標準収納割合は、各退職被保険者等所属市町村につき、当該退職被保険者等所属市町村において賦課される保険料の総額に対する当該退職被保険者等所属市町村において収納される保険料の総額の割合として標準的な水準とする。